平成２３年（フ）第１６４号
大阪府門真市一番町10番２号　ロータリーマンション門真一番406号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市仁和寺本町５丁目５番３号
破産者　大仁タイルこと　太田瀬　仁
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８号
堺市堺区楠町４丁１番10―205号
破産者　母里　公伸
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６８号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘４―13―22、住民票上の住所兵庫県宝塚市長尾台１丁目16番20号
破産者　森田富士枝
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４８号
大阪市浪速区恵美須西２丁目14番29―３Ｃ号
破産者　レイキアカデミードリームことヴァーチューズ・プロジェクトこと　奥谷　彰二
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７４号
大阪府河内長野市市町1102―１、住民票上の住所大阪府柏原市玉手町15番47―108号
破産者　森浦　哲哉
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４８８号
大阪府羽曳野市野々上４丁目４番４号
破産者　田原　友春
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２００３号
堺市西区浜寺石津町中１丁５番26号、前住所大阪府高石市綾園５丁目７番52―311号
破産者　大道眞理雄
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２００４号
堺市西区浜寺石津町中１丁５番26号、前住所大阪府高石市綾園５丁目７番52―311号
破産者　大道　陽子
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０１１号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　１―415号
破産者　島　　安和
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０７３号
大阪府岸和田市土生町275―９、開始決定時の住所大阪府岸和田市畑町19番地の３
破産者　大阪リネンサービスこと　野田　　進
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１１３号
大阪府和泉市伯太町５丁目26番31号
破産者　尾辻　孝治（旧姓北邨）
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
神戸市須磨区戎町２丁目１番12号サイユウカン203
破産者　茂山　健太
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２５号
兵庫県芦屋市高浜町２―１―612、破産手続開始決定時の住所兵庫県芦屋市潮見町24番11号
破産者　大地田美枝子
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９号
兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目26番20号　クレセントハイツ203号
破産者　福村　敏子
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９７号
奈良市南京終町679番地の４
破産者　石川　佳世（旧姓西本）
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６４号
奈良県生駒市本町13番43号
破産者　木下　美穂
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３００号
岡山県倉敷市玉島２丁目17番６号
破産者　林﨑　然白
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
佐賀県佐賀市多布施４丁目２番10号
破産者　森　　松宏
１　決定年月日　平成23年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係